

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく

# 事業登録の手引き

建築物飲料水水質検査業



平成 29 年 6 月

新潟市保健所

## 目次

建築物飲料水水質検査業の登録申請に必要な書類等 .....	1
1. 登録申請書（別記様式第4号） .....	3
2. 機械器具の概要（別記様式第5号） .....	4
3. 水質検査室に関する図面 .....	5
4. 監督者等名簿（別記様式第6号） .....	7
5. 作業実施方法等（別記様式第8号） .....	9

## 建築物飲料水水質検査業の登録申請時に必要な書類等

### ■提出書類

#### 1 登録申請書（別記様式第4号）

#### 2 機械器具の概要（別記様式第5号）

【添付書類】機械器具が貸借の場合<sup>※1</sup>のみ

- 貸借証明書等の写し

※1 登録を受ける者が貸借する機械器具を長期的・恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合のみ貸借でも可

#### 3 水質検査室に関する図面

- ①「施設所在地の案内図」及び「当該建物平面図」
- ②「検査室詳細平面図」

#### 4 監督者等名簿（別記様式第6号）

【添付書類】

- 「卒業証明書」、「免許証」等の写し及び

「実務従事証明書（事業者が証明したもので、証明印が必要）」 ※技術士の場合は「実務従事証明書」不要

#### 5 作業実施方法等（別記様式第8号）

### ■申請手数料

35,000円（申請時に現金でお持ちください。）

### ■登録の流れ



※ 再登録については、登録有効期間終了の1ヶ月前から申請できます。

### ■従事者研修について

建築物飲料水水質検査業については従事者研修の制度はありません。

■お問い合わせ先

---

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

新潟市総合保健医療センター内 3階

新潟市保健所 環境衛生課 環境衛生係

TEL 025-212-8266 FAX 025-246-5673

※ 申請書様式は、ホームページからもダウンロード可能です（PDF、MS-Word形式）。

新潟市役所>健康・医療・福祉>環境衛生>環境衛生の申請書・届出

URL : <http://www.city.niigata.lg.jp/iryō/kankyoeisei/shinnsei.html>

別記様式第4号（第3条関係）

登 録 申 請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）新潟市保健所長

申請年月日を記入してください。

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

**新潟市〇〇区△△町×丁目×番×号**

申請者

氏名（法人にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名）

**新潟清掃株式会社**

**代表取締役 新潟 太郎**

押印は必要ありません。

**新潟市〇〇区□□町×丁目×番×号**

電話番号 **025-〇〇〇-××××**

代表者住所も忘れずに記入してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の区分	<b>建築物飲料水水質検査業</b>
営業所の名称	<b>新潟清掃株式会社 新潟事業所</b>
営業所の所在地	<b>新潟県新潟市〇〇区△△通××番地×</b>
営業所の電話番号	<b>025-〇〇〇-××××</b>
営業所の責任者の氏名	<b>新潟 次郎</b>

機械器具の概要

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月
① 高圧蒸気滅菌器 恒温器	〇〇社製 AC-982D 〇〇〇製 H-1020BG	〇〇台 〇〇台	昭和 〇〇年××月 昭和 〇〇年××月
② フレームレス・原子吸光度計 誘導結合プラズマ発光分光分析装置 【又は誘導結合プラズマ・質量分析装置】	〇〇社製 K-673 〇〇〇製 JV-0392M-01	〇〇台 〇〇台	平成 〇〇年××月 平成 〇〇年××月
③ イオンクロマトグラフ	〇〇〇製 P-5001WR	〇〇台	平成 〇〇年××月
④ 乾燥器	〇〇〇製 F-4230MK	〇〇台	昭和 〇〇年××月
⑤ 全有機炭素定量装置	〇〇〇製 B-5297Y89	〇〇台	平成 〇〇年××月
⑥ pH計	〇〇〇製 I48G-E	〇〇台	平成 〇〇年××月
⑦ 分光光度計【又は光電光度計】	〇〇〇製 DW-029P	〇〇台	平成 〇〇年××月
⑧ ガスクロマトグラフ・質量分析計	〇〇〇製 G-500SD	〇〇台	平成 〇〇年××月
⑨ 電子天びん【又は化学天びん】	〇〇〇製 S40-JK	〇〇台	平成 〇〇年××月

数量に規定はありませんが、作業規模に応じた数を揃えてください。

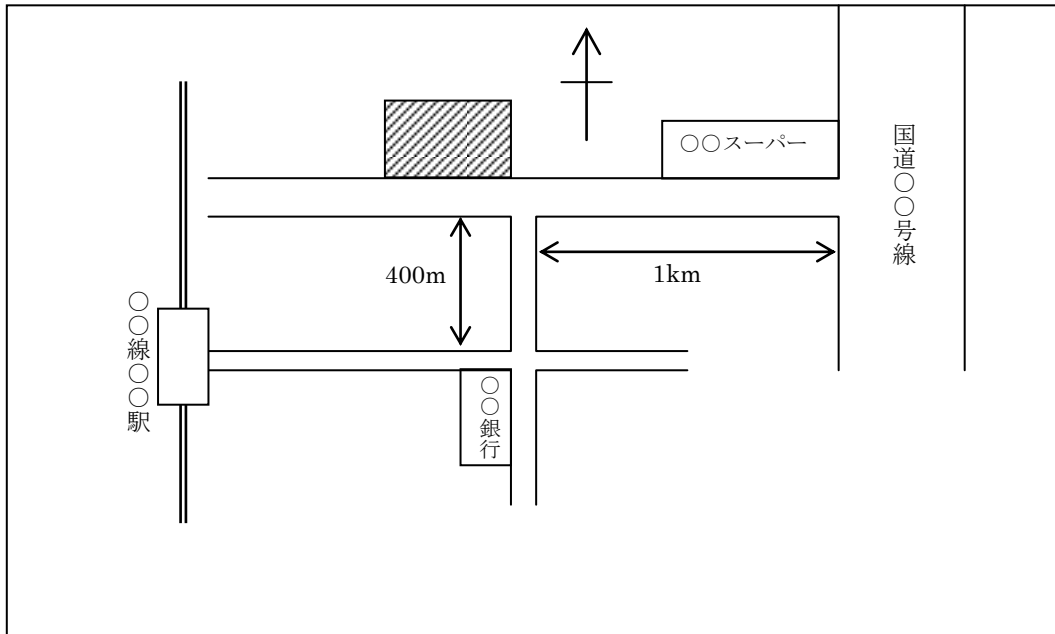
4

ここに挙げた機材は、法令により必ず用意することとされている機材です。

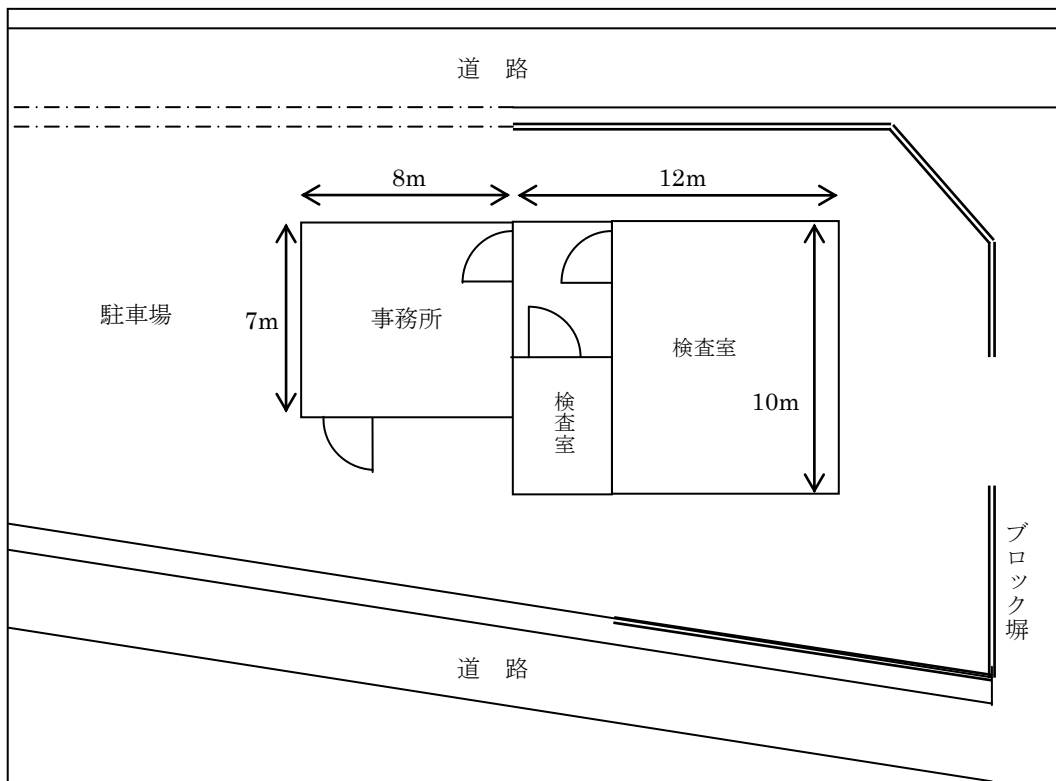
- ・ 機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。  
 なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫がある場合（他市町村にあるような場合を含む。）でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象となります。  
 また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様です。
- ・ 機械器具等は、原則として登録を受けようとするものが所有していなければなりません。  
 ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。その場合は、貸借証明書等の写しを添付してください。
- ・ 同一の営業所で2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当させることはできません。

・水質検査室に関する図面

① 「施設所在地の案内図」(記載例)・・・住宅明細図を活用するとよい



「当該建物平面図」(記載例)・・・検査室の位置を明らかにすること

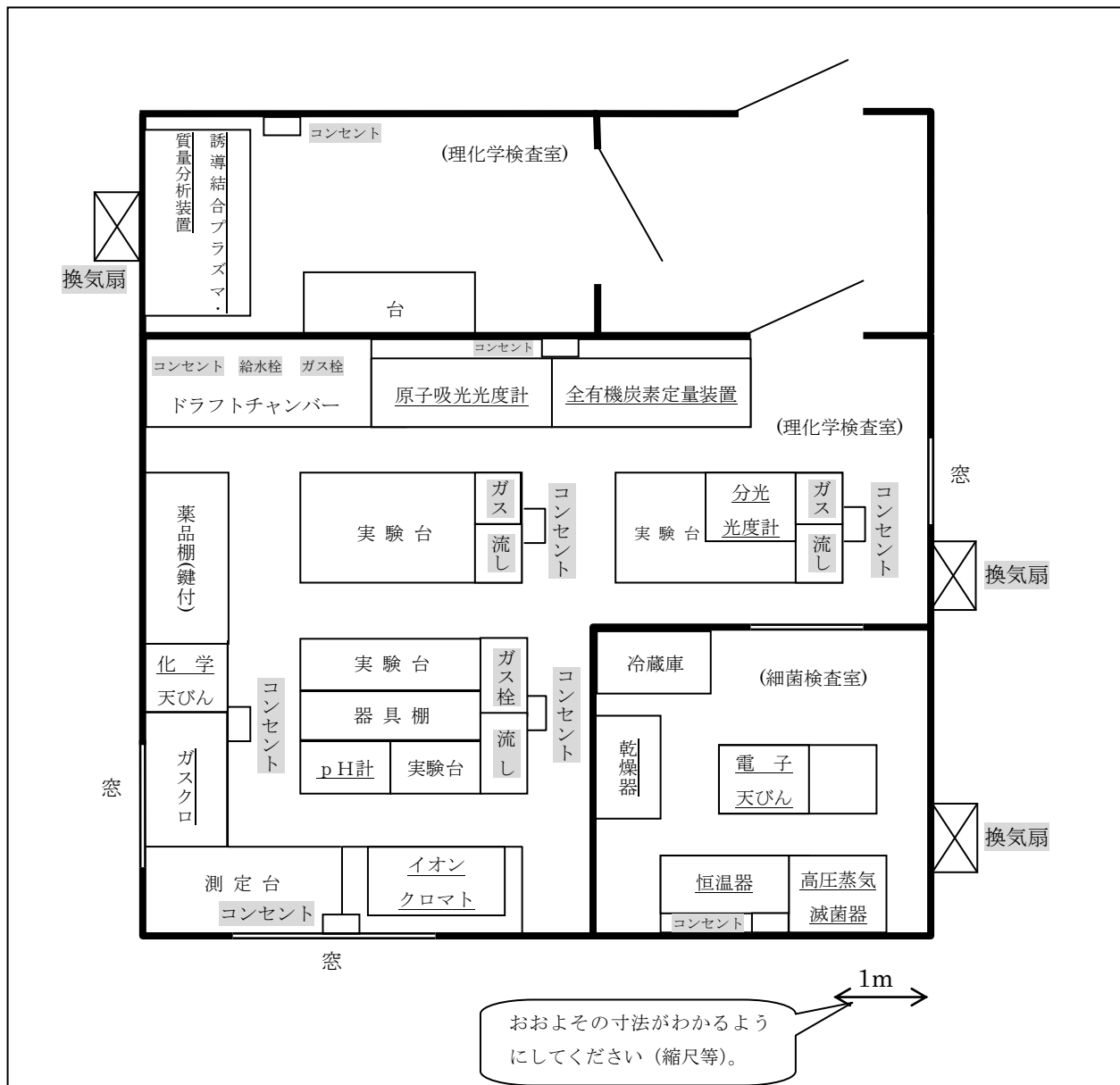


② 「検査室詳細平面図」(記載例)

※ 壁、床等の材質、並びに出入口・窓等の寸法等を記載すること。

※ 登録必要条件である機械器具等の配置について明記すること。

※ 換気扇、水栓、ガス栓、コンセント等についても明記すること。



水質検査を的確に行うことができる検査室を有すること。

- ① 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- ② 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置になっていること。
- ③ ドラフトチャンバーが配置されていること。
- ④ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- ⑤ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
- ⑥ 天びん台など必要な部分に防振装置が施されていること。



監督者等名簿

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

監督者等の名称	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
水質検査実施者	〇〇 〇〇〇	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため水質検査を行う。	××年 (新規の場合は0年)	〇〇大学〇〇(理科系)学部卒業 第 号 水質検査等の実務に従事(1年以上)	平成〇〇年〇〇月〇〇日  (平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成△△年△△月△△日)
水質検査実施者	△△ △△	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため水質検査を行う。	××年 (新規の場合は0年)	衛生検査技師〔又は臨床検査技師〕 第 号 水質検査等の実務に従事(1年以上)	平成〇〇年〇〇月〇〇日  (平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成△△年△△月△△日)

建築物飲料水水質検査業の登録において、実施者として届出されてからの年数を記入してください。

大学(旧大学又は旧専門学校を含む。)において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者。  
※ 卒業証明書〔又は卒業証書の写し及び初回のみ本証(対照のため。本証はその場で返却します。)]及び実務従事証明書(事業者の証明印が必要です。)を添付してください。

衛生検査技師〔又は臨床検査技師〕であって、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者。  
※ 衛生検査技師〔又は臨床検査技師〕免許証の写し及び実務従事証明書(事業者の証明印が必要です。)を添付してください。

7

注1 「業務範囲」欄には、監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入してください。  
2 「資格の種別」欄には、〇〇講習会修了と記入してください。

監督者等名簿

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

監督者等の名称	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
水質検査実施者	〇〇 〇〇〇	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため水質検査を行う。	××年 (新規の場合は0年)	〇〇(理系)短大〔又は高等学校〕卒業 第 号 水質検査等の実務に従事(2年以上)	平成〇〇年〇〇月〇〇日  (平成〇〇年〇〇月〇〇日~平成△△年△△月△△日)
水質検査実施者	△△ △△	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため水質検査を行う。	××年 (新規の場合は0年)	技術士	平成〇〇年〇〇月〇〇日

短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者

※ 卒業証明書〔又は卒業証書の写し及び初回のみ本証（対照のため。本証はその場で返却します。）〕及び実務従事証明書（事業者の証明印が必要です。）を添付してください。

技術士法第2条に規定する技術士（技術士法施行規則第2条第10号及び第11号の技術部門について行われた技術士法第6条に規定する第2次試験を合格した者に限る。）。

※ 技術士登録証の写しを添付してください。

- ・ 同一の者が、2以上の営業所又は同一の営業所において2以上の事業区分にわたって監督者等として登録を受けることはできません。
- ・ 事業登録の「監督者等」と特定建築物における「建築物環境衛生管理技術者」を兼務することはできません。

8

注1 「業務範囲」欄には、監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入してください。  
 2 「資格の種別」欄には、〇〇講習会修了と記入してください。

（第1面）

作業実施方法等

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	例) 理化学的検査班 4名 (実施者2名、補助者2名)	〇〇 〇〇〇 (水質検査実施者) △△ △△ (水質検査実施者)	例) 恒温器、pH計、電子天秤、乾燥機 他
	例) 細菌学的検査班 2名 (実施者1名、補助者1名)	〇〇 〇〇 (水質検査実施者)	例) 恒温器、高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌器、乾燥機 他
	例) 機器分析班 2名 (実施者1名、補助者1名)	△△△ △△ (水質検査実施者)	例) フレームレス - 原子吸光光度計、誘導結合プラズマ - 質量分析装置、イオンクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ - 質量分析計、分光光度計、乾燥機 他
作業手順	別紙の事項に留意して作成してください。		

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

水質検査及び水質検査に用いる機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施するものですが、他の者に委託する場合は、

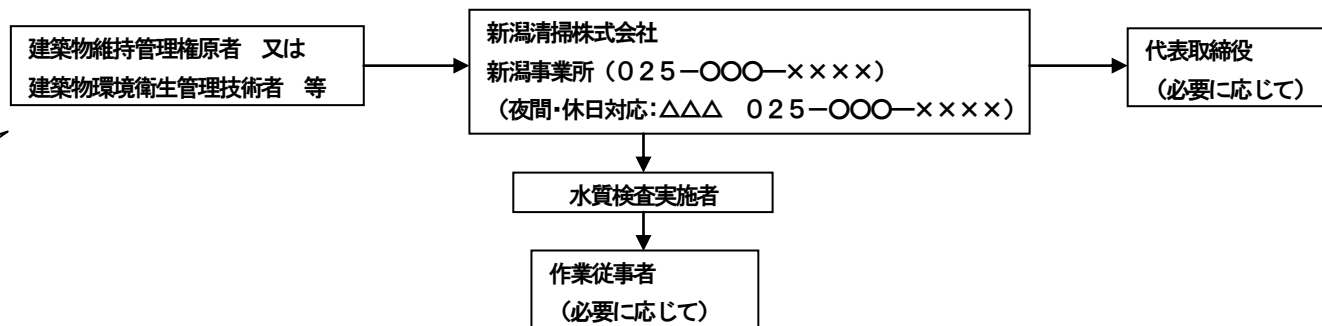
- ① あらかじめ、受託者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び委託期間について建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知する。
- ② 受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が作業手順の①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

①、②について、各社の状況に応じた内容を具体的に記載してください。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、24時間迅速に対応できる体制を整備しておく。

例



フロー等を用いて具体的に記載してください。

## ○ 作業手順書について

作業手順について、1)～5)の事項を具体的に記載してください。①～⑤の要件は、法令等により、手順書に盛り込むこととされている内容です。これ以外にも、独自の方法がありましたら、記載してください。

### 1) 水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。）

- ① 水質検査に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法※により行う。
  - ② 水質検査は、試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存する。
- ※「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」  
（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）

### 2) 試薬及び標準物質の保管方法

- ③ 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管する。

### 3) 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名

### 4) 機械器具の点検等の方法並びこれらの記録の保管方法

- ④ 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管する。

### 5) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

- ⑤ 水質検査の結果を5年間保存する。

## ※記載例

### 飲料水水質検査の作業手順等

#### 1 水質検査の実施

- (1) 水質検査に関する省令（平成15年厚生省令第101号）に掲げる事項について水質検査を行う場合は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生省告示第261号）により行う。
- (2) 飲料水を十分放流した後末端水栓から採水し、色及び濁りの異常を観察、残留塩素測定器により残留塩素の量を測定する。
- (3) 水質検査は、試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存する。
- (4) 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管する。

#### 2 検査結果の記録、報告等

- (1) 検査結果は、日時、採水の場所、測定結果及び従事者名を記録し、ビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者等に報告する。この場合異常と認めたときは直ちに報告すると共に適切な措置がとれるようその内容を具体的に記述しておくものとする。
- (2) 水質検査の結果報告書は、管理者 ○○ ○○○ が保管し、5年間保存する。

#### 3 検査室

- (1) 検査室の管理責任者は ○○○ ○○ とする。
- (2) 検査室は、必要に応じ整理、清掃を行う。

氏名も記載してください。

#### 4 水質検査に用いる機会器具等の点検、記録

- (1) 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- (2) 水質検査に用いる機械器具その他の設備についての点検等の記録を機械器具その他の設備ごとに整理して保管し、5年間保存する。

#### 5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

##### (1) 業務を委託する際の手順

- ① あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
  - ア 受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
  - イ 業務の範囲
  - ウ 委託する期間
- ② 委託にともなう相互の責任分担を明確にしておく。

##### (2) 業務の実施状況の把握方法

- ① 受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、清掃作業及び清掃機械器具等の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ② 報告を受けた実施状況について記録保管する。

## 6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画